

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連 結 業 度	結 業 度	法人名	連 結 所 得 金 額	連 結 留 保 金 額
連 結 所 得 金 額 (別表四の二「56の①」)	17	円	連 結 所 得 金 額 (別表四の二「56の①」)	円
非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「46」)	18		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「46」)	
外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「27」の合計額)	
受贈益の益金不算入額 (別表四の二「11」)	20		受贈益の益金不算入額 (別表四の二「11」)	
受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	21		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	
法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「27」+「30」)	22		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「27」+「30」)	
連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「48」)	23		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「48」)	
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「9」)	24		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「9」)	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「33」の合計額)	25		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「33」の合計額)	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「34」の合計額)	26		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「34」の合計額)	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「35」の合計額)	27		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「35」の合計額)	
沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「36」の合計額)	28		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「36」の合計額)	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「37」の合計額)	29		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「37」の合計額)	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「38」の合計額)	30		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「38」の合計額)	
認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「39」の合計額)	31		認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「39」の合計額)	
認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「40」の合計額)	32		認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「40」の合計額)	
収用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」)又は別表十の二「47」)	33		収用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」)又は別表十の二「47」)	
肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「42」の合計額)	34		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「42」の合計額)	
課税済留保金額の損金算入額 (別表三の二付表「43」の合計額)	35		課税済留保金額の損金算入額 (別表三の二付表「43」の合計額)	
課税対象留保金額等の益金算入額 (別表三の二付表「44」の合計額)	36		課税対象留保金額等の益金算入額 (別表三の二付表「44」の合計額)	
連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)+(33)+(34)+(35)-(36)	37		連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)+(33)+(34)+(35)-(36)	
所得基準額 (37)×40%	38		所得基準額 (37)×40%	
連結留保控除額 (15)、(16)又は(38)のいずれか多い金額)	39		連結留保控除額 (15)、(16)又は(38)のいずれか多い金額)	
課税連結留保金額 (8)-(39)	40	000	課税連結留保金額 (8)-(39)	000

連結留保金額に対する税額の計算				
課税連結留保金額		税 額		
年3,000万円相当額以下の金額 (40)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	41	円	(41) の 10 % 相当額	45
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((40) - (41)) 又は (1 億円 × $\frac{1}{12}$ - (41)) のいずれか少ない金額)	42	000	(42) の 15 % 相当額	46
年1億円相当額を超える金額 (40) - (41) - (42)	43	000	(43) の 20 % 相当額	47
計 (40) (41) + (42) + (43)	44	000	計 (45) + (46) + (47)	48

別表三の二 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分